

避難行動要支援者支援制度

災害時に人的被害の防止や軽減を図るため、自主防災会を始め、近隣の地域支援者、民生委員の協力により、避難誘導が速やかに実施できるよう、あらかじめ氏名、住所などの必要な事項を市に登録しておく制度です。

登録した後は、申請内容が登録台帳に登載され、自主防災会や民生委員に情報提供されます。

登録された方には、緊急連絡先やかかりつけの病院などの情報を入れておく緊急情報キットを差し上げます。

制度対象者

- ◆身体障害者・・・肢体不自由1級～3級
視覚障害1級、2級
聴覚障害2級
- ◆知的障害者・・・A判定
- ◆精神障害者・・・1級
- ◆ひとり暮らし高齢者
- ◆要介護3～5の在宅高齢者
- ◆上記に準ずる希望者

それぞれの役割

【市】

申請の受付、登録台帳への登載、緊急情報キット配付、自主防災会、民生委員への登録台帳の配布

【自主防災会・民生委員】

登録者台帳の保管

平常時の声掛け、相談、避難訓練への参加支援など
災害時における避難誘導、救出救助、安否確認など

【地域支援者】

平常時の声掛け、災害時の見守り、助け合い



《用語の説明》

●避難行動要支援者：災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への自力避難が困難で、第三者の支援が必要な方。

●地域支援者：要支援者に対する普段からの見守りや、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方。

※本制度は、登録者の安全が完全に確保されるものではありません。また、避難支援は義務ではありませんので、ご注意ください。

登録ご希望の方は介護高齢課または障害福祉課にご連絡ください

お問い合わせ	豊川市福祉部障害福祉課（障害者の申請に関すること）	電話89-2131
	福祉部介護高齢課（高齢者の申請に関すること）	電話89-2105
	危機管理課（自主防災会に関すること）	電話89-2194

個別避難計画

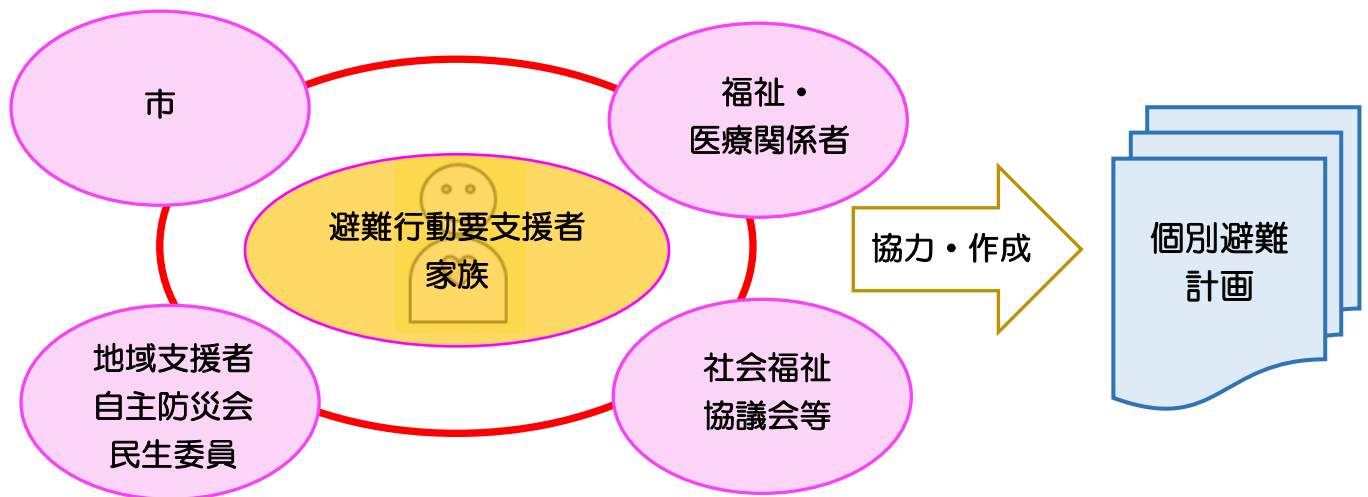
1 概要

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して、ひとりひとりの避難支援のための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりました。

本市では、避難行動要支援者支援制度登録者のうち、本人の状態や住居の場所等から計画作成の優先度が高いと判定した方について、令和7年度までに個別避難計画の作成を行う予定です。

2 計画作成の考え方

計画作成については、市、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）、自主防災会、民生委員、町内会等が連携する必要があると考えています。計画の作成は市から福祉専門職へ委託し、必要に応じて避難について対話・意見交換するための地域調整会議を開催し計画の内容を検討します。



3 今までの取り組み

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (R7.4.9現在)	計
作成地区	桜木小学校区 音羽中学校区 御津南部小学校区	西部中学校区 小坂井中学校区 東部小学校区 御津北部小学校区	牛久保小学校区 天王小学校区 代田中学校区 一宮中学校区	
対象者数 (同意確認実施)	80 職員が個別に聞き取り	149 郵送にて同意確認	157 郵送にて同意確認	386
同意者数	51	65	69	185
計画完成者数	41	59	66	166
翌年度作成	10	6	3	19
避難訓練実施件数	1	5	3	9

4 令和7年度の主な取り組み・スケジュール(案)

今年度は豊川小学校区：36名、豊小学校区：13名、三蔵子小学校区：12名、金屋小学校区：38名、中部小学校区：53名、八南小学校区：8名、平尾小学校区：2名、千両小学校区：1名で個別避難計画の作成を行う予定です。

市内全体で1,710名(令和7年3月3日時点)の方が避難行動要支援者台帳に登録をされており、うち163名の方が今年度個別避難計画作成対象となります。

時 期	項 目	内 容
	(関係機関説明)	
4月～5月	民生委員、連区長会、福祉専門職、自主防災会	
	(個別避難計画作成)	
5月	個別避難計画作成同意確認	・対象者へ説明資料、同意確認書を送付 ・必要に応じて対象者宅を訪問し内容説明
6月	個別避難計画作成地区説明会	・対象地区での説明会を実施
6月～2月	個別避難計画作成	・対象地区において、優先度の高い方の個別避難計画を作成
随時	個別避難計画作成研修	・計画の作成を委託する福祉専門職を対象とする研修を開催
随時	避難訓練	・個別避難計画の内容を検証するための避難訓練を実施

5 令和7年度までに個別避難計画を作成する優先度の高い方

区分	対象者	作成支援者
高齢者	避難行動要支援者名簿に登録があり、以下の条件に該当する方 〈要介護認定に関する条件〉要介護1以上 〈避難に関する条件：①②両方に該当〉 ①自宅が高潮、津波、風水害、土砂災害の危険地域にある。 （高潮、風水害は浸水深0.5m未満を除く） ②自ら避難することが困難	市 ケアマネジャー
障害者	避難行動要支援者名簿に登録があり、以下の条件に該当する方 〈手帳に関する条件：どれか1つに該当〉 ●身体障害者手帳 視覚障害1、2級・聴覚障害2級 肢体不自由1級～3級の方のうち、旅客鉄道株式会社運賃減額が1種の方 ●療育手帳A判定 ●精神障害者保健福祉手帳1級 〈避難に関する条件：①②両方に該当〉 ①自宅が高潮、津波、風水害、土砂災害の危険地域にある。 （高潮、風水害は浸水深0.5m未満を除く） ②自ら避難することが困難	市 相談支援専門員
その他	避難行動要支援者名簿に登録があり、上記に該当しないものの市長が特に必要と認める方 （介護認定・障害者手帳の申請をしていないが、難病等により上記と同等の状態の方）	市・ケアマネジャー 相談支援専門員 包括・CSW